

広報かんら


おしらせ版

No.1161



保健係からのおしらせ

場所・問合せ先 にこにこ甘楽 ☎ 67-7655 (内線 631・632)

	日時	対象者	その他 (▷持ち物)
☆乳児健診	令和2年1月7日(火) 午後1時~1時30分	①3・4ヵ月児(令和元年9月生まれ) ②9・10ヵ月児(平成31年3月生まれ)	▷母子手帳 ▷9・10ヵ月児は歯ブラシも
☆赤ちゃん教室	令和2年1月10日(金) 午前10時~正午	生後12ヵ月までの希望者	▷母子手帳・タオル・おむつなど
☆幼児相談	令和2年1月15日(水) 午後1時~2時30分	①1歳(平成30年11月~12月生まれ)までの希望者 ②2歳(平成29年11月~12月生まれ)までの希望者	▷母子手帳 

事業用償却資産申告のごあんない

事業用の償却資産を所有している人は、地方税法第383条の規定により、1月1日現在の状況(資産の名称、取得価額、取得年月、耐用年数)を申告してください。

なお、eLTAX(エルタックス・地方税の電子申告)も受け付けていますのでご利用ください。

償却資産の主な種類

構築物、機械・装置、船舶、航空機
車両・運搬具、工具・器具・備品

※太陽光発電設備は償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。



申告方法

○平成31年度の申告をした人

町から送付する申告書に平成31年1月2日から令和2年1月1日までの増加・減少資産を加除してください(増減のない人も必ず申告してください)。

電子申告をした人には、申告書の代わりに電子データを送信します。

○新たに申告する人

申告書を送りますので、下記までご連絡ください。

提出期間 令和2年1月6日(月)~31日(金)

問合せ先 町住民課税務係(☎内線 262・263)

★風しん抗体検査・予防接種は受けましたか ~クーポン券の有効期限は令和2年3月です~

風しんの感染拡大防止および先天性風しん症候群の予防のため、令和4年3月31日までの3年間、段階的に風しん抗体検査・予防接種を公費(無料)で受けられます。

【対象者】

昭和37年4月2日~昭和54年4月1日生まれの男性(該当の人たちは、他の世代より風しん抗体保有率が低くなっています)

【令和元年度の受診方法】

抗体検査・予防接種を受けるには、町が発行するクーポン券が必要です。

○昭和47年4月2日~昭和54年4月1日生まれの男性にはクーポン券を郵送しています。(詳しくは、4月末にお送りしたクーポン券とご案内をご覧ください)

○昭和37年4月2日~昭和47年4月1日生まれの男性は申込制となります。(希望者は、町健康課保健係へご連絡ください)

【費用】 無料

【実施場所】 全国の指定医療機関

【問合せ先】 町健康課保健係

厚生労働省 風しん対策 検索

◎詳しくは町HPまたは厚労省HPをご覧ください

広告